

肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要領（案）
（平成 23 年 9 月 1 付け 23 農畜機第 2380 号承認）

制定 平成 23 年 9 月 1 日付け 23 年群畜発第 4 1 1 号
社団法人群馬県畜産協会

平成 23 年 3 月 11 日の東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所の事故発生以降に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稲わら（以下「汚染稲わら」という。）が給与された肉用牛の牛肉から、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことにより、肉用牛肥育経営は、出荷の停止や自粛を求められたり、枝肉価格の低下から資金繰りが悪化し、経営の継続が困難となっている。

このため、社団法人群馬県畜産協会（以下「協会」という。）は、肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要綱（平成 23 年 8 月 19 日付け 23 農畜機第 2228 号。以下「要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の補助を受け、肉用牛肥育経営に対し、緊急支援金を交付することとし、もって群馬県の肉用牛肥育経営の安定を図るものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、要綱及び「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

第 1 事業の内容等

この事業の事業対象者、事業の内容、事業の実施、補助金交付の手続等については、事業の種目ごとに次に定めるとおりとする。

1 肥育農家緊急対策事業

協会が事業対象者に対して緊急支援金を交付する事業であり、別添 1 のとおりとする。

第 2 事業の実施期間

この事業の実施期間は平成 23 年 12 月 31 日までとする。

第3 事業の推進指導

協会は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第4 報告及び調査

協会は、必要があると認めるときは、事業対象者に対し、事業対象牛の頭数及び事業対象牛の飼養状況その他必要な事項について調査し、報告を求めることができるものとする。

第5 その他

社団法人群馬県畜産協会会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則

この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認があった日から施行する。

別添 1

肥育農家緊急対策事業

第 1 事業の内容

この事業の内容は、社団法人群馬県畜産協会（以下「協会」という。）が事業対象者に対して緊急支援金の交付を行うものとする。

第 2 事業対象者

この事業の対象となる者は、群馬県内で牛の肥育（専ら肉量の増加を目的として飼養することをいう。以下同じ。）を行う者であって、第 3 の 1 の事業対象牛に係る損益が帰属し、かつ、第 7 の規定による緊急支援金相当額の返還ができる者とする。

第 3 事業の要件等

1 事業対象牛

(1) この事業の対象となる牛は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項の規定に基づき、牛肉の放射性物質に係る検査計画及び出荷計画の策定に当たっての基本的対応方針（平成 23 年 7 月 29 日厚生労働省公表）に基づく出荷計画（都道府県域の一部を対象とするものを含む。）に基づいて、出荷が開始された平成 23 年 7 月 31 日において肥育に供されている牛（搾乳又は繁殖に供される雌牛を除く。）であって別表 1 に定める月齢に該当するものとする。ただし、群馬県が実施する資金繰りの悪化した肉用牛肥育経営を支援するための同種の補助事業の対象となっているものを除く。

(2) (1) に定める月齢は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号。以下「牛トレーサビリティ法」という。）第 3 条の規定に基づく牛個体識別台帳に記録された事項により確認するものとする。

2 緊急支援金の交付

協会は、事業対象者に対して、損害補填ではなく、当面の資金繰りを支援するため、当該事業対象者の所有する 1 の事業対象牛の頭数の合計を上限として、別表 2 の 1 頭当たり単価に頭数を乗じて得られた額を緊急支援金として交付するものとする。

第4 緊急支援金の申請等

- 1 緊急支援金の申請を行おうとする事業対象者は、本事業実施のために、独立行政法人家畜改良センターが保有している牛トレーサビリティ法第3条に基づく牛個体識別台帳に記録された事業対象者の情報を独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）、協会及びその事務委託先に対して提供することの同意の権限について、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に委任することとし、別紙様式第1号の肉用牛肥育経営緊急支援事業個人情報提供の提供に係る同意の委任状を協会を通じて理事長に提出するものとする。
- 2 事業対象者は、社団法人群馬県畜産協会会長（以下「会長」という。）が別に定める日までに、別紙様式第2号の肉用牛肥育経営緊急支援事業（肥育農家緊急対策事業）緊急支援金申請書を会長に提出するものとする。

第5 緊急支援金相当額の返還

1 返還金の対象

事業対象者は、緊急支援金の交付を受けた後に、事業対象牛が次のいずれかに該当するに至った場合は、当該事業対象牛に係る緊急支援金相当額を協会に返還しなければならない。

- (1) 譲渡、出荷又は販売した場合（群馬県が実施する同種の補助金の交付を受けようとする場合を含む。）
- (2) 死亡又は廃用した場合
- (3) 繁殖用に転用した場合等肉用として販売しないことが明らかになった場合
- (4) 肉専用種にあつては満40か月齢、交雑種にあつては満38か月齢及び乳用種にあつては満32か月齢を超えた場合。ただし、肥育を継続していることが明らかであると会長が認める場合はこの限りではない。

2 販売異動等の報告

- (1) 事業対象者は、事業対象牛について、1の(1)から(3)のいずれかに該当するに至った場合、それぞれの場合が生じた日の属する四半期の翌月の末日までに（群馬県が実施する同種の補助金の交付を受けようとする場合は速やかに）別紙様式第3号の肉用牛肥育経営緊急支援事業（肥育農家緊急対策事業）事業対象牛販売異動等報告書（以下「販売異動等報告書」という。）に販売異動等の内容を証する書類を添えて、会長に提出するも

のとする。

- (2) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成22年4月23日付け22農畜機第333号）に係る契約生産者及び肥育事業者から、同事業の販売確認申出書及び異動報告書が提出された場合は、これを（1）の販売異動等報告書とみなすものとする。

3 返還金の請求

協会は、事業対象者から販売異動等報告書の提出があった場合又は1の(4)に定める月齢を超えた場合は、その翌月末までに当該事業対象牛に係る緊急支援金相当額についての請求を行うものとする。なお、協会は、返還の時期について、販売代金の受取時期、要綱第2の3の肥育牛出荷対策事業による廃棄支援金及び価格低下支援金の受取時期並びに東京電力株式会社からの賠償金の確定時期に配慮するものとする。

別表 1

| 区分 | 月齢 |
|--------|-----------------------------|
| 1 肉専用種 | 満 9 か月齢を超え、満 34 か月齢未満であること。 |
| 2 交雑種 | 満 7 か月齢を超え、満 32 か月齢未満であること。 |
| 3 乳用種 | 満 6 か月齢を超え、満 26 か月齢未満であること。 |

別表 2

| 区分 | 補助額 |
|-------|---------------|
| 緊急支援金 | 1 頭当たり 5 万円以内 |

別紙様式第1号

肉用牛肥育経営緊急支援事業個人情報の提供に係る同意の委任状

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿
(社団法人群馬県畜産協会経由)

(事業対象者名)
氏名又は名称 _____ 印

私は、本事業実施のため、独立行政法人家畜改良センターが保有している牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号。以下「牛トレーサビリティ法」という。)第3条に基づく牛個体識別台帳に記録された私の情報を独立行政法人農畜産業振興機構、社団法人群馬県畜産協会及びその事務委託先に対して提供することの同意の権限を独立行政法人農畜産業振興機構理事長に委任します。

記

牛トレーサビリティ法に基づく管理者コード番号等

(管理者コード番号①)

| | | | |
|----------------|--|----------|--|
| フリガナ 氏名又は名称 | | 管理者コード番号 | |
|----------------|--|----------|--|

(管理者コード番号②)

| | | | |
|----------------|--|----------|--|
| フリガナ 氏名又は名称 | | 管理者コード番号 | |
|----------------|--|----------|--|

※このページの写しを独立行政法人農畜産業振興機構理事長が、独立行政法人家畜改良センター理事長に提出します。

肉用牛肥育経営緊急支援事業（肥育農家緊急対策事業）緊急支援金申請書

社団法人群馬県畜産協会会長 殿

(事業対象者名)

氏名又は名称 印

肉用牛肥育経営緊急支援事業（肥育農家緊急対策事業）を下記のとおり実施したいので、肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要領別添1の第4の2の規定に基づき、緊急支援金を交付されたく申請します。

なお、交付を受けた緊急支援金については、対象となる肥育牛を譲渡、販売若しくは出荷した場合、死亡若しくは廃用した場合、肉用として販売しないことが明らかとなった場合、同実施要領別添1の第5の1の(4)に定める月齢に達した場合又は群馬県が実施する同種の補助金の交付を受けようとする場合には、社団法人群馬県畜産協会会長に返還いたします。

記

1 事業参加者連絡先等

| | | |
|------------------|-------|-------|
| フリガナ 住所 | 〒 | |
| TEL・FAX | TEL : | FAX : |
| 新マルキン事業 契約者番号 | | |

2 振込先金融機関

| | | | |
|-----------------|--------------------|---------|--|
| 金融機関名 | | 金融機関コード | |
| 支店名 | | 支店コード | |
| 預金種類 | 1：普通 2：当座 3：その他（ ） | | |
| 預金口座番号 | | | |
| フリガナ 預金口座名義人 | | | |

(注) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン事業）参加者は記入の必要はありません。

3 緊急支援金申請額

| 品種 | 対象頭数 (頭) | 交付・申請額 (円) |
|----------|----------|------------|
| (1) 肉専用種 | | |
| (2) 交雑種 | | |
| (3) 乳用種 | | |
| 合計 | 頭 | 円 |

(注1) 対象頭数は、肉専用種については満9か月齢を超えて満34か月齢未満、交雑種については満7か月齢を超えて満32か月齢未満、乳用種については満6か月齢を超えて満26か月齢未満の肥育牛の頭数とします。

(注2) 交付・申請額は、対象頭数に5万円を乗じて得た額とします。

4 販売等の報告 (肉用牛肥育経営安定特別対策事業 (新マルキン事業) 参加者のみ回答してください。)

事業対象牛の販売等の報告については、新マルキン事業の販売確認申出書等により行うことに同意しますか。 (希望する方を○で囲んでください。)

(同意する ・ 同意しない)

5 添付書類

別添の「事業対象牛 (緊急支援金) の個体識別番号等一覧」

別添 事業対象牛（緊急支援金）の個体識別番号等一覧

| 個体識別番号 | 品種 | 性別 | 生年月日 |
|--------|----|----|------|
| | | | |

注1：緊急支援金の申請対象となる肥育牛をすべて記載してください。

注2：新マルキン事業参加者については、肥育牛個体登録台帳をもって代えることができます。

別紙様式第3号

肉用牛肥育経営緊急支援事業（肥育農家緊急対策事業）
事業対象牛販売異動等報告書

社団法人群馬県畜産協会会長 殿

(事業対象者名)

氏名又は名称 _____ 印

事業対象牛について、下記のとおり、販売（譲渡、出荷、死亡）等したので、肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要領別添1の第5の2の規定に基づき、報告します。

記

- 1 販売（譲渡、出荷、死亡）等頭数 _____ 頭
- 2 報告対象期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日分
- 3 添付書類
別添の販売等を行った肥育牛の個体識別番号等一覧

注) 別紙様式第2号の緊急支援金申請書の4において、販売等の報告を新マルキン事業の販売報告（異動報告）により行うことに同意した者は提出の必要ありません。

別添 販売等を行った事業対象牛の個体識別番号等一覧

| 個体識別番号 | 品種 | 性別 | 生年月日 | 備考 |
|--------|----|----|------|----|
| | | | | |

(注1) 備考欄には、譲渡、出荷、販売、死亡、廃用、出荷遅延支援金又は他の同種の補助金の受給等の販売異動等の内容を記載してください。

(注2) 事業対象牛を販売した場合は販売伝票の写し、廃棄の場合は検査結果の写し等の報告の内容を証する書類を添付してください。